

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-①)

施策目標		1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る						担当部局名	住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 坂根 工博	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。						施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
1 最低居住面積水準未達率	4.3%	平成20年	4.3%	-	-	-	-	B-2	概ね0%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(早期に解消)を基に、平成27年までの数値を形式的に設定したもの。			
2-① 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国)	40%	平成20年	40%	-	-	-	-	B-2	50%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成27年))を基に設定したもの。			
2-② (②大都市圏)	35%	平成20年	35%	-	-	-	-	B-2	43.8%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(大都市圏:50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定したもの。			
3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	16%	平成21年度	-	16%	19%	24%	集計中	A-2	21%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%	平成17年	1.5%	-	-	-	-	A-2	2.3~3.7%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)及び日本再興戦略(平成25年6月14日)において、この割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることを目標として掲げている。これらを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
達成手段(開始年度)	25年度行政事業レビュー事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 公的賃貸住宅の管理等(平成18年度)	0001	15,651 (11,666)	10,638 (8,806)	9,393 -	○平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減に対する支援などを実施。 ・家賃の低廉化に係る費用に対する助成・・・補助基本額(近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額)に対する助成 ○なお、平成21年度まで計上されていた地域住宅交付金については、平成22年度からは社会資本整備総合交付金に移行している。				1.2	- -				
(2) 住宅金融支援機構(平成19年度)	0002	100,734 (99,233)	60,712 (55,955)	46,434 -	○民間金融機関による長期固定金利の住宅ローン(フラット35)の供給を支援する証券化支援事業や民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険事業、政策上重要な融資業務などを行う。 ○なお、ローン金利の引下げのための費用は平成22年度予算から補助金で措置。				1.2	- -				
(3) 東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連:25-②、⑤)	167	147,547 (7,320)	22,475 (8,464)	4,363 -	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。				1	- -				